

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正及び加算税賦課決定一部取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

令和元年5月24日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年11月15日判決、本資料268号-104・順号13209)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年4月12日判決、本資料268号-34・順号13139)

決 定

申立人 G
相手方 国
同代表者法務大臣 山下 貴司
同指定代理人 横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年5月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 山崎 敏充

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子